

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		内閣府記載欄 【 :提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの :提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの :取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの :一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】		
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き		対応	理由等
地域27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区	農地転用許可の緩和	2013	南アルプスインターチェンジ南地区に計画している6次化ネットワーク拠点施設整備に伴う転用行為は、農業活性化のための事業展開であり、農業振興に資する目的であるので、転用面積に限らず許可権限を県知事とする。 (現行法上では、農地法第4条・5条において4haを超える農地転用は大臣許可、農地法(附則)において2haを超え4ha以下の農地転用は大臣協議が必要となっている。)	全体面積12haを6次化ネットワークの拠点施設として整備する計画であるが、概ねの面積(約8ha)については遊休農地の再生も含め農地として開発する予定である。残りの4ha程度を6次化関連施設として農業活性化のために転用する計画である。事業展開についても6次産業化法の認定を受ける事業者を予定しており、明らかに農業振興を目的としている。このように事業者が6次産業化法の認定を受けており、農業関連施設の整備が明らかになれば、転用の許可権者を県知事とすることも可能と考える。 県が農業振興に関連する施設の整備をする場合は農地法第4条第1項第2号において転用許可を要しないこととなっていることを考えると、市町村の計画について県が許可権者となることは妥当と考える。	1回目	農林水産省農村振興局農村計画課	農地法第4条・5条 農地法(附則第2項) 農地法施行令第7条第1項	C			農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要である。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。このため、規模の大きな農地の転用については、国の関与が必要である。これは既に事業者が地域資源を活用した新事業の創出等の観点から地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の認定を受けている場合であっても同様である。 また、9月26日の実務者打合せにおいて、市から、提案の趣旨は手続に要する期間の短縮である旨説明があったところであるが、これについては、関係機関の具体的な調整の中で手続の迅速化を図ることが可能である。	a	農林水産省の見解のとおり現状の手続きを迅速に行いたいので、貴省のご支援をお願いしたい。	(コメント無)	
						2回目										